

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和3年8月11日

鹿児島県知事 塩田 康一

1. 業務概要

- 1) 業務名：「令和3年度 総合流域防災（情報基盤総合整備）委託（CL設定検討業務）」
- 2) 業務内容： 本業務は、平成27年4月の運用開始から6年が経過した土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という）を見直し、精度向上を図ることとする。
- 3) 履行期間：令和4年3月11日限り
（但し、委員会次第では繰越を検討）
- 4) 本業務は、競争性確保のための公募型プロポーザルで行う業務である。
- 5) 本業務の参加表明書等の提出は、電子メールで行う。（着信確認を行うこと）

2. 参加資格

技術提案書の提出は、1)に掲げる資格を満たす単体企業であること。

1) 単体企業

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 令和3年度鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者登録を有している者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。

- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

1) 同種又は類似業務の実績

同種業務：C L の設定・見直業務

類似業務：C L の検証業務

4. 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術職員の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、手持ち業務の状況等

2) 評価テーマに対する技術提案

評価テーマに対する適格性・実現性及び独創性、ヒアリングを通じた専門技術力の評価等

5. 手続等

1) 担当部局

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県 土木部 砂防課 傾斜地保全係

電 話 099-286-3618（直通）

E-mail keisha@pref.kagoshima.lg.jp

2) 要請書（説明書）の交付期間、場所及び方法

鹿児島県ホームページよりダウンロードする。

交付期間は令和 3 年 8 月 11 日（水）から令和 3 年 9 月 14 日（火）までとする。

3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ①提出期間：令和3年8月24（火）17時まで
- ②提出場所：上記5. 1) に同じ
- ③提出方法：電子メール（着信確認をすること）による。なお、電子メールの容量が5MBを越える場合は、提出方法について調整すること。

4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ①提出期間：令和3年9月14日（火）17時まで
- ②提出場所：上記5. 1) に同じ
- ③提出方法：上記5. 3) ③に同じ。

6. その他

- 1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 契約保証金：契約金額の1/10以上の額
- 3) 契約書作成の要否：要
- 4) 関連情報を入手するための照会窓口：5. 1) に同じ。
- 5) 2. 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も5. 3) により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定及び支店等営業所の登録を受けていなければならない。
- 6) 詳細は要請書による。